

令和 6 年度第 3 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 5 月 1 3 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 1 9〕

① 件 名		
不妊検査及び不妊治療に係る助成事業の実施について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
【背景】 不妊検査費助成事業は、令和 4 年度・令和 5 年度と宮城県で実施していたが、令和 4 年度における本県の合計特殊出生率が 1. 0 9 という非常事態を踏まえた緊急少子化対策として、県において新たに不妊治療に係る助成制度を創設し、両事業の事務については申請者の利便性向上を図るため、市町村が担うこととなった。 【目的】 県と市町村が協力し、オール宮城で少子化対策を実施することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、子どもを生み育てやすい環境をつくる。		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
【根拠法令】 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 1 妊娠から出産・子育て期における切れ目のない支援を行う		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和 6 年 1 月 市町村母子保健担当者会議 3 月 令和 6 年度当初予算（県）成立		
⑤ 主な内容		
要 件	①不妊検査費助成	②不妊治療費助成
1 対象者	助成の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。 (2) 検査開始日における妻の年齢が 4 3 歳未満であること。 (3) 夫婦両方が検査を受けていること。 (4) 申請日において、夫または妻のいずれか一方若しくは両方が石巻市内に住所を有すること。	助成の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。 (2) 治療開始日における妻の年齢が 4 3 歳未満であること。 (3) 申請日において、夫または妻のいずれか一方若しくは両方が石巻市内に住所を有すること。
2 助成対象とする検査内容及び範囲	本事業の助成の対象となる検査は、夫婦が受けた、医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査とし、原則として検査開始日から 1 年以内に受けたものとする。	本事業の助成の対象となる治療は、保険適用となる不妊治療と併せて実施された先進医療とする。

3 助成額及び回数	(1) 助成額は、不妊検査に係る費用として医療機関に支払った額とし、3万円を上限に助成する。 (2) 助成回数は、1組の夫婦につき1回限りとする。	(1) 助成額は、保険適用となる不妊治療と併せて実施された先進医療に係る費用として医療機関に支払った額とし、5万円を上限に助成する。 (2) 通算助成回数は、1子ごとに治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回までとし、40歳以上であるときは3回までとする。
4 助成方法	償還払いにより助成を行う。	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

経済的負担の軽減と安心して出産や子育てができる環境の充実が図られる。

【市財政への負担】

項目	不妊検査費助成	不妊治療費助成	計
助成金	30千円×45件 ＝1,350千円	50千円×91件 ＝4,550千円	5,900千円
事務費	10千円	20千円	30千円
計	1,360千円	4,570千円	5,930千円

（財源）助成金：宮城県不妊検査費助成事業補助金、宮城県不妊治療費助成事業補助金
 （それぞれ10／10）

事務費：一般財源

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内全ての自治体で事業を実施する。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案
 石巻市不妊検査費助成事業実施要綱制定
 石巻市不妊治療費助成事業実施要綱制定
 （告示の日から施行予定）※令和6年4月1日遡及適用
 7月 市ホームページ等での周知、申請受付

⑨ その他